

## 本堂の落慶を終えて

慈眼寺住職 片岡純光様

（株）天峰建設社長の澤元氏との初顔合わせは、今から二十数年前であり、理想の本堂・位牌堂の建築に対し熱く語りましたが、時期尚早との事で建設計画が、流れてしまいました。平成二十二年に責任役員会にて五年をめどに建設に着手することが決まり、漸く気運に恵まれて平成二十六年六月一日に落慶の運びとなりました。

只その間社会情勢は混沌とし、社会の景気も悪くこれ以上ないどん底での建設事業が始まりましたので、「なぜ此の時期に」「最悪の景気の時に」との批判は多数上がりましたが、建設の気運が高まるのと同時に、一度建設計画が流れた事が教訓となり「今度建設計画が流れたら二度と無理」との覚悟で、建設委員一同が頑張ってくれました。また（株）天峰建設が最近建てた

本堂や位牌堂を見学し、そこで住職から建設の話の聞いたたり、（株）天峰建設の社屋・材木の見学をして、建てるなら（株）天峰建設しかないと思えます。苦勞したことよりも反省点がたくさん有りおもむくままに列記してみました。

一、実際に見学をする。

① 最近建てたところ、計画に近い建物の見学

② 社屋・材木のストック量の見学

③ 建設会社との距離・場所

二、建設費の総額を計上する。

① 建設費の十％～十五％が諸費用

② 建設費・雑費用・法要費用と三本たてにする

三、建設委員の中に各部会を設置する。

① 会計はもちろん庶務・記録・総務・営業等

② 各部会の長に責任を持たせる。

建設委員長・副委員長・建設委員（世話

人）長に責任を持たせ独立させないと最終的に楽な方向に流れ易く、そして余談の機会が多くなって「何処其処の住職は」

「何処其処のお寺では幾ら幾ら」との話

が真しやかに出てきます。

① 他の寺院との比較は意味のないことと理解して頂く。

② 檀信徒に協力を頂くように委員に働きかけて頂く。

以上反省点を列記しましたが、檀信徒の協力と尽力、仏様に対する信仰の気持ち、先祖に対する感謝の気持ちが無くなかなか上手いきません。これらの問題を上手にクリアできれば先が見えてくると思えます。

合 掌



完成した慈眼様本堂

## 上棟式の様子

浜松市文丘町の常住院様（日蓮宗・杉浦則雄住職）では、四月二六日に、客殿・庫裡の上棟式が行われました。常住院様の本堂を平成六年に手がけていただいたき、それ以来ご住職には大変良お世話になり、今回またこの工事を任せていただきましたことを大変うれしく思っております。

平成二七年の四月の完成を目指して工事に励んでいます。



常住院様上棟式の祭壇



西隠寺様の上棟式の様子

浜松市浜北区の西隠寺様（臨済宗方広寺派・山上敏之住職）では、本堂・書院新築工事が始まりました。書院に先立ち五月十八日には本堂の上棟式が行われました。檀家の皆さんが見守る中、上棟式の法要を行い、引き続き弊社の大工による工匠の儀を行行、その後にお待ちかねの餅投げを行いました。ご住職や建設委員の方々は打合せそして準備から片付までお疲れ様でした。



龍泉寺様上棟式の様子

五月の最終日の三十一日には龍泉寺様（浜松市浜北区・曹洞宗・桐畑守道住職）で檀信徒会館の上棟式を行いました。これまでの檀信徒会館は老朽化がひどく、耐震面でも不安があったので使用される機会が少なかったようです。でも新しい建物が完成すればお葬式をはじめとして、檀家の皆さんが活用できる檀信徒会館になります。工事中は事故などがないように気を付けて進めていきます。

## 「継承問題」

### 「墓地の継承」

皆様は、7月末が提出期限の所轄庁提出書類の作成はお済みでしょうか？提出を怠りますと、10万円の過料が科せられます。なお、所轄庁提出書類につきましては「心ゆたかに 106号」でも取り上げておりますので、そちらをご覧ください。

この時期は提出書類の作成代行業務で、いくつかのご寺院に伺いますが、その中には、この時期だけのお付き合ひのご寺院もあります。一年に一、二度の機会です。色々なご相談も受けます。そこで今回は、そのご相談内容の中から、いくつか書かせていただきましたと思います。あるご寺院で、墓所の継承者（檀家）の方が亡くなったそうです。（以下Aさん）Aさんは身寄りが無く、そのままでは無縁墓になるところでした。それから幾日か過ぎ、老夫婦が寺務所に「Aさんのお墓はどちらですか？」と尋ねてきました。お話を伺ってみると、Aさんのご両親の兄弟（叔父叔母）でした。叔父と叔母はお檀家ではありませんでしたが、「こちら

の墓所の面倒もみたい」と言われました。今回は継承される方が自主的にお寺に申出てくれたので、問題になりませんでした。が、昨今の核家族化の影響で、親戚付き合いも無く、疎遠になってしまっている。墓所を改葬して永代供養墓などへ合葬を希望する方も増えてくると思います。

墓所の継承予定者の中には、色々な方がおります。伝え聞いた話ですが「墓地を継承したくない、遺骨もそちらで処分してくれないか？」とか、「墓所の永代使用料を払っていると思うが、墓所を返した場合、返金してくれるのか？」とか、「墓所の永代使用権を誰か他に買ってくれる人はいないか？」とか、「宗派は違いますが、納骨してくれるのか？」など、お寺の事情を知っている方からすると、驚きの内容だと思えます。こういった事が起こらぬよう、事前に墓地使用規則や檀信徒契約書で、詳細に明記しておく事を勧め致します。お檀家さんと良好な関係を維持する為にも、事前に書類の内容を見直しされてみては如何でしょうか？

### 「事業の継承」

ご住職が代表役員でなくなる時、それ

は勇退による退職か、亡くなって辞めるかのどちらかだと思います。ご住職が亡くなった場合、副住職や後を継がれる方が寺院の場合には、残された寺族の方も安心だと思えます。しかし、ご住職にお子さんがいらっしやらない場合や、ご息女しかいない場合など、その寺院を継がれる方が血縁で無くなってしまう場合、万が一の事を考えると、憂慮に堪えない事と思えます。少子高齢化の悪影響は、宗教界も例外ではなく、跡取りのないご寺院も多数あるのが現状です。事前に対策を準備していれば、最悪の事態は免れると思えます。

またご住職がお亡くなりになると、継承の問題と同時に相続の問題が発生します。一般的に宗教法人の資産に関しては、相続税がかかりませんが、宗教法人で資産を持たれている方が殆どだと思いますので、個人としての相続財産は少ないのかも知れません。しかし事前に相続財産についても把握し整理しておく事で、実際に相続が発生した時でも残された遺族が争続（そうぞく）しないで済むのです。

## 現場紹介「府八幡宮楼門全解体修理工事」

現在数ヶ寺のご寺院を手がけさせていただいております、そのほとんどが新築工事になります。今回は全解体修理工事を紹介させていただきます。

現場の府八幡宮はJR磐田駅より北に徒歩十三分ほどの場所にあります。道をはさんで西側には国指定文化財「遠江国分寺跡」があります。天平年間（七二九〜七四八）に遠江国司（現在の知事にあたる）であった天武天皇の曾孫桜井王（さくらいおう）が、遠江国府の守護として赴任された時に、遠江国内がよく治まるようにと府内に奉じられたのが始まりです。中門・本殿・拝殿および塀殿は磐田市の文化財に指定されています。今回の工事の楼門は寛永十二年（一六三五年）に建立され、静岡県文化財に指定されていて、今回初めて全解体修理工事が行われることになりました。建物の構造

形式は「三間一戸楼門、入母屋造、こけら葺き」になります。現在は解体工事が進められていて、すべて手作業で各部材を一つ一つ解体していきますが、この解体作業が一番大変なところです。そして材木の寸法を測り、釘穴までも調査します。解体後は傷んでいるところを繕い、また組み上げていきます。



屋根葺材と野地板を解体した様子

今回の工事は静岡県文化財保存修理事業として執行されてお

り、静岡県及び磐田市教育委員会の指導を受けています。また補助金の交付を受けて施工しています。設計監理は、一般財団法人京都伝統建築技術協会の持田武夫氏が担当しています。平成二十七年十一月完了の予定で工事が進んでいます。六月五日には一般の方を対象に楼門の解体途中の見学会が行われましたが、大勢の方が見学に來られました。



小屋組が外され軒回り解体中